

平成27年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

固総務課文書法制係 ☎ 82209・1111 内線2209 FAX 82209・62525 ☒ soumu@city.tsuchinura.lg.jp

情報公開制度

情報公開制度は、「土浦市情報公開条例」に基づき、市民の皆さんからの請求に応じ、市が保有している情報を原則として公開する仕組みです。市民の皆さんの市政参加を促進するとともに、皆さんと市との信頼関係の強化を図り、公正で開かれた市政を推進することを目的としています。

請求などができる方

情報の公開を請求できる方は、市内に住所のある方、市内に通勤・通学する方、市内に事務所・事業所のある法人などの団体、または市の事務事業に具体的な利害関係を持つている方です。

これら以外の方であっても、情報の公開請求に準ずる『公開の申出』により、情報の開示を求めることができます。ただし、『公開の申出』により求めた情報が仮に非公開となったときは、『請求者』のような審査請求(後述)をすることができません。

請求などの方法

請求は、情報公開の総合窓口である情報公開室(市役所本庁舎3階)で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、情報公開請求書(『公開の申出』のときは情報公開申出書)に必要な事項を記載していただきます。

都合で情報公開室に来ることができないときは、郵送メールまたはファクスでも受け付けています。(様式は市ホームページからダウンロードできます)

公開・非公開の決定

情報公開請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(事由や請求量により日数を延長する場合があります)に、公開・非公開を決定し、その旨を書面でお知らせします。(公開・非公開の決定期間を延長するときは、延長する理由と決定できる期日を書面でお知らせします)

公開の方法

あらかじめ請求者などと協議のうえ、お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧、視聴または写しの交付により行います。

審査請求

情報の非公開の決定に不服があるときは、『請求者』は行政不服審査法に基づき審査請求をすることが出来ます。

この審査請求については、情報公開審査会に諮問し、そ

の答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行います。

平成27年度の運用状況

この1年間の情報公開の請求などの状況は、請求が48件で、申出が40件の合計88件でした(表1参照)。これらの請求(表1「請求などの状況(単位:件)」)

求などに対する決定などの状況は、表2のとおりで、公開率は100%になりました。なお、この公開率は次の算式によつて算出されています。

公開率Ⅱ(公開件数+一部公開件数) / (公開件数+一部公開件数+非公開件数)

件数	実施機関					主な内容
	市長公室	総務部	市民生活部	保健福祉部	産業部	
59	13	1	11	8	5	地方債に関する情報 住居表示に関する情報など 土浦市市民総合補償制度の情報など 社会福祉法人に関する情報など 地籍調査に関する支出の情報など 市道に関する情報など 土浦市中心市街地活性化基本計画に関する情報など
26	0	0	0	0	0	小学校の植栽管理の業務委託に関する情報など
0	0	0	0	0	0	
3	0	0	0	0	0	和解の仲介申立書
88	88	10	4	0	1	各種委員会の行政視察に係る費用に関する情報など タンク貯蔵所に関する情報など

【表2】請求などに対する決定などの状況(単位:件)

件数	公開	一部公開	非公開	不存在	合計
	59	26	0	3	88

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、『土浦市個人情報保護条例』に基づき、皆さんが、市が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に、その訂正などを請求することが出来る仕組みです。

個人のプライバシーの保護を図るとともに、公正で信頼される市政を推進することを目的としています。

請求ができる方

自分に関する個人情報についての請求であれば、ごなたでもすることが出来ます。また、未成年者または成年被後見人の法定代理人および2親等以内の血族の方は、本人に代わって請求をすることが出来ます。

請求の方法

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください。その際、本人またはその法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。なお、郵送で請求することも出来ますので、詳しくはご相談ください。

開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(30日を限度として延長する場合があります)に開示するかどうかを決定し、書面で通知します。

なお、次のような個人情報は、開示できないことがあります。

- (1) 請求者以外の者の個人情報を含み、その者の権利利益を侵害することになると認められる個人情報
- (2) 個人の評価などに関する個人情報であって、当該評価などに著しい支障をおよぼすおそれのある個人情報
- (3) 市が行う事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのある個人情報

開示されることが決定した場合には、あらかじめ請求者と協議のうえ、お知らせした日時、場所で、個人情報の閲覧、視聴またはその写しの交付により開示を行います。この際、本人または法定代理人であることを証明できる運転免許証、パスポートなどの身分を証明するものを提示または提出してください。

訂正請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

削除請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に削除するかどうかを決定し、書面で通知します。

公開の方法

お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧、視聴または写しの交付により行います。

審査請求

開示請求、訂正請求および削除請求に対する決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求をすることが出来ます。

ることが出来ます。

平成27年度の運用状況

この1年間の個人情報の開示請求などの状況は、表3～6のとおりです。

土浦市職員採用試験(第1次試験および第2次試験)での総合得点および順位(第1次試験の結果については、不合格者に係わるものに限る)については、その内容が定型

【表3】

個人情報を取り扱う事務の数(単位:件)

実施機関	市 長 部 局											
	市長公室	総務部	市民生活部	保健福祉部	産業部	建設部	都市整備部	会計課	小計	教育委員会	選挙管理委員会	公平委員会
件数	50	56	118	202	42	57	66	2	593	129	17	0
合計	803	7	45	1	7	4	0	17	129	17	0	0

【表5】開示請求の状況(単位:件)

実施機関	市 長 部 局	
	総務部	市民生活部
件数	1	5
主な内容	市県民税課税証明書申請書 住民票、印鑑登録証、戸籍謄抄本の取得履歴など	身体障害者手帳に係る診断書など
合計	16	10

【表6】口頭による開示請求の状況(単位:件)

開示請求期間	開示請求者数	
	開示請求者数	受験者総数
①平成27年10月1日付 中途採用	0 / 16人	
第1次試験	0 / 16人	
第2次試験	2 / 12人	
②平成28年4月1日付 通常採用	29 / 361人	
第1次試験	29 / 361人	
第2次試験	33 / 92人	

【表4】請求などに対する決定などの状況(単位:件)

件数	公開	一部公開	非公開	不存在	合計
5	9	0	2	16	